日南町農業委員会だより

令和4年10月発行



13

80号

◆ 発行:日南町農業委員会

◆ 編集:広報委員会

移動農地銀行を開催します

今年度も、町内7つの地域振興センターを会場に、移動農地銀行を開催します。利用権設定に関する相談や農地に関する困り事などをお受けしています。各会場には、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員も同席しますので、この機会にぜひご相談ください。

○ 移動農地銀行日程表

地区	実施日	受付時間	会 場 (担当の農業委員、推進委員)
日野上	11/14(月)	9:00~11:30	日南町役場庁舎 (梅林 会長・天崎 委員・ 倉光 推進委員)
多里	11/15(火)	9:00~11:30	多里地域振興センター (糸田川 委員・新田 推進委員)
福栄	11/15(火)	13:30~16:00	福栄地域振興センター (福田 職務代理・山本 推進委員)
大宮	11/16(水)	9:00~11:30	大宮地域振興センター (加藤 委員・藤原 推進委員)
山上	11/16(水)	13:30~16:00	山上地域振興センター (木山 委員・坪倉 推進委員・ 妹尾 推進委員)
石見	11/21(月)	9:00~11:30	石見地域振興センター (嶋川 委員・塩見 委員・ 丸山 推進委員・難波 推進委員)
阿毘縁	11/22(火)	13:30~16:00	阿毘縁地域振興センター (足立福子 委員・足立進也 委員・ 岸 推進委員)

〇 通知をお送りしています

令和4年度中に利用権設定が終了する方に向けて、案内 通知と用紙を発送しました。内容をご確認のうえ、契約期 間など十分に協議いただいて、農業委員会事務局までご提 出ください。

〇 ご相談ください

移動農地銀行以外でも農地に関する相談の際には、お近 くの農業委員や農地利用最適化推進委員または事務局まで ご連絡ください。



利用意向調査にご協力ください

8月16日から8月26日にかけて、町内全域を対象に今年も農地パトロールを実施しました。

調査の結果、農地を適切に管理され、遊休農地の状態が解消されている農地もありましたが、新たな遊休農地も多く発生していました。農地を一度荒らしてしまうと、作付けが可能な状態に回復させるまで非常に手間がかかります。また、病害虫や有害鳥獣の温床となり、周囲に迷惑をかける場合があります。農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、農地パトロールの結果を基に、今後の適正な活用を促すことを目的として利用意向調査を行っていきます。

利用意向調査とは、農地の所有者または管理者が農地法に基づき遊休農地を今後どのように利用・管理していくか確認するための調査のことです。

該当する農地の所有者の方には、担当地域の農業委員、農地利用推進委員がお伺いします。 ご不在の場合には事務局から連絡させて頂く場合もあります。皆さまのご協力をよろしくお 願いします。

なお、調査から6か月経過しても回答がない、または「自ら耕作する」「自ら買い手あるいは借り手を見つける」と回答したのにも関わらず、6か月経過しても実行しない所有者等には、農地中間管理機構と協議するように農業委員会から勧告を行うこととされています。

平成29年の制度改正により、この勧告が行われている農地に関して、1.8倍の固定資産税を徴収することとなりました。

必ず回答していただき、農地の適正な利用・管理を行うようお願いします。

農地法に基づく遊休農地に関する措置のイメージ

- 〇毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- ○意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的 に県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 〇所有者が分からない遊休農地については、公示手続で対応。

農地の利用状況を調査

- ○1年以上耕作されて あらず、かつ、今後 も耕作される見込み がない遊休農地
- 〇周辺の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

耕作者不在となるおそれのある農地

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ①自ら耕作するか
- ②農地中間管理事業を利用するか
- ③誰かに貸し付けるか 等の意向を調査

所有者等を確知でき ない旨を公示

農地中間管理機構との 協議の勧告

- 〇意向表明どおり権利 の設定・移転を行わ ない
- ○利用の増進を図って いない

都道府県知事の裁定

農業委員会活動のICT化促進について

情報共有の迅速化や事務の効率化等を目的に、 今年度、農業委員会にタブレット端末が導入され ました。このタブレット端末は、農地ナビと呼ば れる農地詳細情報について、通信環境が整ってい る場所であれば現場でも使用が可能であることか ら、農地パトロールによる遊休農地の情報管理や 地権者との賃貸借協議など農業委員の業務が効率 的に進むものと考えています。

また、農地の現状確認のため、一部の地域でドローンによる空撮を試験的に実施しました。農地パトロール業務の省力化につながる手段として、今後、積極的に活用できることを確認しました。



9月12日 農地ナビの操作研修会の様子

人・農地プランの取り組みについて(福栄地域)

福栄地域では、農業者の高齢化や農地の鳥獣被害などにより、将来、農地を維持していくことが困難となってきているため、現状と課題を整理し、今後の対策や将来像などについて、地域全体での話し合い活動をスタートされました。

会議では、地元農業委員と最適化推進委員も出席し、出席者から農地の現状報告や、農地保全の事例紹介などの説明がおこなわれ、今後も地域のあるべき姿を議論していくことを確認しました。



農業者年金友の会の解散について

平成7年の設立以来、28年を迎えた日南町農業者年金友の会(会長 河上仁美他48名)は、 会員数の減少傾向が続き、事業活動を継続していくことが困難な状況となったため、令和4年度定 期総会の書面決議により会の解散を決定しました。

農業後継者の育成・確保をはかり、町農業振興に寄与する目的で発足した会でありましたが、農業研修生制度や農業法人等への農地利用集積の促進など、人材育成の新たな取り組みが定着してきています。

今日まで取り組まれた功績に感謝をするとともに、これからも農業振興にご指導いただきますようお願いします。

農業経営のリスクに備えて(収入保険・農業共済)

農業経営には、自然災害による収量減少や市場価格の下落をはじめ、様々なリスクがあります。 農業経営のリスクに備え、国の公的保険制度による農業保険に加入しましょう。

○様々なリスクをカバーしたい方(収入保険)

青色申告を行っている方が対象です。

原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、 農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



○自然災害のリスクをカバーしたい方(農業共済)

全ての農業者が対象です。

米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害に よって受ける損失を補償します。

農業保険の加入要件や補償内容については、鳥取県農業共済組合(NOSAI鳥取)まで お問い合わせください。(鳥取県農業共済組合西部支所 電話0859-22-1001)

知って得する 農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする 公的年金で、次のようなメリットがあります。

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
- 一定要件を満たす農業者には、「国庫補助による政策支援」
- 保険料は「全額社会保険料控除の税制優遇措置 |
- ※農業者年金の加入には、
 - ① 国民年金第1号被保険者であること
 - ② 年間60日以上農業に従事していること
 - ③ 60歳未満であること

詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

全国農業新聞を購読してみませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家 の取り組みなどを幅広く伝え、皆様の経営発展に役立つ新聞として編集して います。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新 聞のご購読をご検討ください。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

毎週金曜日発行

B3版8~10頁建

購読料:新聞本紙

月700円(送料・税込)※電子新聞も閲覧可能

電子新聞

月500円(税込)※電子新聞のみの閲覧

購読の申込み・相談先 日南町農業委員会事務局

※電子新聞の申込みは、全国農業新聞ポータル サイト「あぐりオンライン」で受付ています。



〔編 後 記]

朝晩が肌寒い季節となりましたが、町内では稲刈りもほぼ終えられたようです。農機具等の片づけや来 年に向けた準備など作業がありますが、心身のリフレッシュも忘れずに行っていただきたいと思います。

来年度から農地等に関連する法改正が本格施行されます。農業委員会では、法律の見直しについて理解 を深めるための研修や勉強会を実施する予定です。詳細が把握できましたら農家の皆さんにお伝えしたい と思います。

> 広報委員会委員長 足立進也 委員 梅林 操・天崎直幸・木山篤志

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL:0859-82-1902 FAX:0859-82-1478